

(証券コード 8984)
2019年11月8日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目4番8号
大和ハウスリート投資法人
執行役員 川西 次郎

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第12回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2019年11月26日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

< 現行規約抜粋 >

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2019年11月27日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール
(末尾の「第12回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ（<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、和暦表記を西暦表記に変更するものです（変更案第9条第3項及び同第16条第1項関係）。
- (2) 譲渡報酬につき、保有資産の譲渡損益にかかわらず、資産運用会社に対して、適正なポートフォリオ構築に向けた物件の入れ替え等の取組みを促し、投資主価値の向上を図るとともに、将来的な不動産マーケットの変化に対応するため、改定を行うものです（変更案別紙関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条(招集)</p> <p>1. から2. (省略)</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、平成27年11月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの11月5日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4. (省略)</p>	<p>第9条(招集)</p> <p>1. から2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、<u>2015年</u>11月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの11月5日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第16条(基準日)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成27年</u>8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第16条(基準日)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2015年</u>8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>制定 <u>平成17年</u>6月1日</p> <p>改正 <u>平成17年</u>11月25日</p> <p>改正 <u>平成18年</u>1月26日</p> <p>改正 <u>平成19年</u>2月23日</p> <p>改正 <u>平成21年</u>2月26日</p> <p>改正 <u>平成22年</u>2月25日</p> <p>改正 <u>平成22年</u>3月23日</p> <p>改正 <u>平成22年</u>9月30日</p> <p>改正 <u>平成23年</u>12月1日</p> <p>改正 <u>平成25年</u>11月26日</p> <p>改正 <u>平成27年</u>3月1日</p> <p>改正 <u>平成27年</u>11月25日</p> <p>改正 <u>平成28年</u>6月17日 (効力発生日 <u>平成28年</u>9月1日)</p> <p>改正 <u>平成29年</u>11月22日</p>	<p>制定 <u>2005年</u>6月1日</p> <p>改正 <u>2005年</u>11月25日</p> <p>改正 <u>2006年</u>1月26日</p> <p>改正 <u>2007年</u>2月23日</p> <p>改正 <u>2009年</u>2月26日</p> <p>改正 <u>2010年</u>2月25日</p> <p>改正 <u>2010年</u>3月23日</p> <p>改正 <u>2010年</u>9月30日</p> <p>改正 <u>2011年</u>12月1日</p> <p>改正 <u>2013年</u>11月26日</p> <p>改正 <u>2015年</u>3月1日</p> <p>改正 <u>2015年</u>11月25日</p> <p>改正 <u>2016年</u>6月17日 (効力発生日 <u>2016年</u>9月1日)</p> <p>改正 <u>2017年</u>11月22日</p> <p>改正 <u>2019年</u>11月27日</p>

現 行 規 約			変 更 案		
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略)			別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)		
項目	計算方法	支払時期	項目	計算方法	支払時期
運用報酬1 (資産連動報酬)	(省略)		運用報酬1 (資産連動報酬)	(現行どおり)	
運用報酬2 (利益連動報酬)	(省略)		運用報酬2 (利益連動報酬)	(現行どおり)	
取得・譲渡報酬	1. から2. (省略) 3. 前1. 及び 2. にかかわらず、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡につき、譲渡益(注4)が生じない場合、譲渡報酬は発生しない。	(省略)	取得・譲渡報酬	1. から2. (現行どおり) (削除)	(現行どおり)
合併報酬	(省略)		合併報酬	(現行どおり)	
(注1) から (注3) (省略)			(注1) から (注3) (現行どおり)		
(注4) 譲渡益とは、当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡価格が、(i) 当該譲渡に要した費用及び(ii) 当該不動産等又は不動産対応証券の譲渡時における帳簿価額の合計額を超える場合における、当該譲渡価格と当該合計額との差額をいう。			(削除)		

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員川西次郎は、2019年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2019年12月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2019年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2019年10月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
あさだとしはる 浅田利春 (1958年8月29日)	1982年4月 三井信託銀行株式会社 入社
	2004年4月 株式会社アセットビジネスコンサルティング(出向)
	2004年12月 モリモト・アセットマネジメント株式会社 (現 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社) (出向) 取締役財務部長
	2005年11月 同社 専務取締役
	2006年1月 同社 代表取締役社長(転籍)
	2008年5月 株式会社オー・エムサービス 顧問 兼 経営管理部長
	2008年9月 同社 常務取締役経営管理部長
	2011年10月 中央三井信託銀行株式会社 入社 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社 (現 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社) (出向) コンプライアンス・オフィサー
	2013年4月 同社(転籍)
	2016年9月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部長
	2019年3月 同社 コンプライアンス部長 退任

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である2021年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年10月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
つちだ こういち 土田耕一 (1959年7月26日)	1983年4月 大和ハウス工業株式会社 入社
	1997年10月 同社熊本支店経理課課長、総務課課長
	2002年4月 同社管理本部経理部統括グループ長
	2003年10月 同社管理本部財務部財務・資金グループ長
	2005年4月 同社管理本部財務部財務・資金グループ次長
	2006年4月 同社管理本部財務部長
	2006年6月 株式会社ダイワサービス (非常勤) 監査役
	2006年12月 大和ハウスインシュアランス株式会社 (非常勤) 取締役
	2007年4月 大和ハウス工業株式会社 経営管理本部財務部長
	2008年4月 同社(兼務) 経営管理本部IR室長
	2014年4月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社(転籍) 代表取締役社長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を15口保有しております。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岩崎哲也及び監督役員石川浩司の両名は、2019年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2019年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2019年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	いわ さき てつ や 岩 崎 哲 也 (1966年2月20日)	1990年4月 監査法人トーマツ 入所 1994年3月 公認会計士登録 1997年2月 エヌイーディー株式会社 入社 1997年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 2002年5月 税理士登録 2004年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所 (現任) 2006年1月 ビ・ライフ投資法人(現 大和ハウスリート投資法人) 監督役員(現任) 2015年6月 株式会社魚力 社外取締役(現任)
2	いし かわ ひろ し 石 川 浩 司 (1968年6月8日)	1997年4月 司法修習生 1999年4月 東京弁護士会 大原法律事務所 入所(現任) 2013年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任) 2013年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人(現 大和ハウスリート投資法人) 監督役員(現任)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である2021年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
かき しま ふさ え 柿 島 房 枝 (1974年11月23日)	2004年4月 司法修習生 2005年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所 入所 2007年2月 大原法律事務所 入所(現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

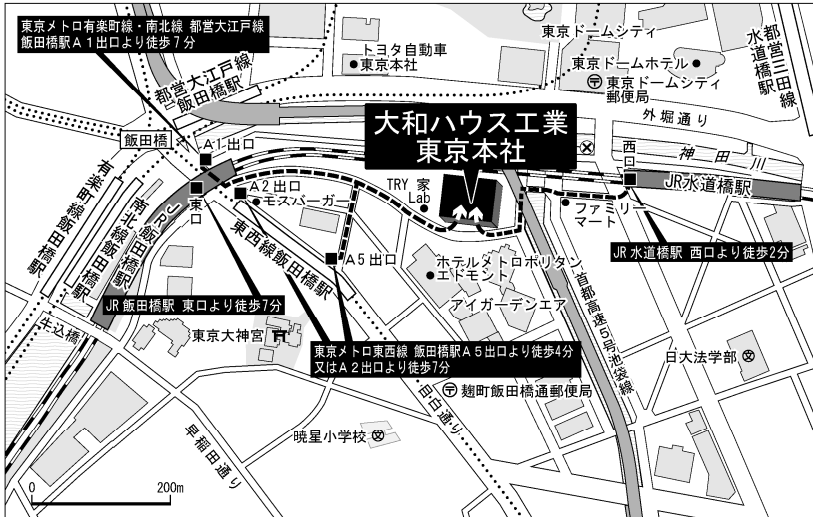
以 上

第12回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール

電話 03-5214-2111



- 交通 JR 水道橋駅 西口より徒歩2分
- JR 飯田橋駅 東口より徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い>当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。